

# 重要事項説明書

(就労継続支援 B 型)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 株式会社メルフィス \_\_\_\_\_

事業所： DesignBase \_\_\_\_\_

## 重要事項説明書

### 1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社メルフィス
代表者氏名	代表取締役 藤田忠昭
本社所在地 (連絡先)	埼玉県狭山市富士見2丁目22番32号 (代表:04-2950-3012)
法人設立年月日	平成19年5月

### 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業の所在地等

事業所名称	Design Base			
サービスの主たる対象者	知的障害者 精神障害者			
指定事業所番号	就労継続支援B型 1112700669号(令和4年4月1日指定)			
管理者	岩島 圭子			
サービス管理責任者	山浦 綾子			
事業所所在地	埼玉県狭山市狭山台1丁目11番3号アマン狭山台1階			
連絡先	電話番号:04-2937-6563 FAX 番号:04-2937-6564			
事業所の通常の事業実施地域	狭山市			
事業所が行なう他の指定障害福祉サービス	相談支援事業所 行動援護 重度訪問介護 児童発達支援	4箇所 1箇所 2箇所 2箇所	居宅介護 同行援護 放課後等デイサービス	2箇所 2箇所 6箇所
利用定員	20名			
開設年月日	令和4年4月1日			

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社メルフィスが行う指定就労継続支援 B 型事業「Design Base」は、対象となる障害者への就労の機会・生産活動の機会・その他活動の機会の提供と、それらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた訓練や支援を目的として必要なサービスの提供を行う。
運営方針	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

	<p>2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年埼玉県条例第67号)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
--	---

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、5/3～5/6、8/13～8/16、12/29～1/3を除く
営業時間	8:30 ～ 17:30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 ※祝日営業 ただし、5/3～5/6、8/13～8/16、12/29～1/3を除く
サービス提供時間	9:30 ～ 16:00

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造
敷地面積	479.260 m <sup>2</sup>
延床面積	793.800 m <sup>2</sup> うち 181.35 m <sup>2</sup> が Design Base

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	2室	① 48.71 m <sup>2</sup> ②50.98 m <sup>2</sup>
多目的室	3室	① 7.79 m <sup>2</sup> ②5.16 m <sup>2</sup> ③6.91 m <sup>2</sup>
相談室	1室	7.79 m <sup>2</sup>
洗面所	3室	トイレ前2箇所 指導訓練室1箇所
便 所	2室	女性1箇所 男性1箇所
静養室	1室	6.25 m <sup>2</sup>

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職 種	職 務 内 容

サービス管理 責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
職業指導員	利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。
生活支援員	利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。
目標工賃達成指導員	策定した「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向け、就労内容の改善、就労業務の新規開拓等を行う。

## (2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.5	
サービス管理責任者	1		1			0.5	
職業指導員	3	1		2		2.3	
生活支援員	2	1		1		1.6	
目標工賃達成指導員	1	1				1.0	

## (3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	8:30 ~ 17:30
サービス管理責任者	8:30 ~ 17:30
職業指導員	8:30 ~ 17:30

生活支援員	8:30 ~ 17:30
運転手	8:30 ~ 17:30
目標工賃達成指導員	8:30 ~ 17:30

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
サービスの種類	サービスの内容
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① 木製品 積木等の玩具制作やノベルティ制作 ② バイオ燃料制作(木質ペレット)、猫砂用ペレット制作 ③ 下請け作業 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保します。
求職活動支援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
在宅時就労支援	在宅でのサービス利用を希望する者へ、必要な支援を行います。支援を受けるには市町村が必要と判断したうえで、一定の要件を満たす必要があります。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施設外支援	利用者の心身の状況や意向・適正・障害特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。
施設外就労	

## (2) サービス料金

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

## 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

## 6 その他の費用について

内 容	料 金
レクリエーションに要する費用	実費
お弁当 ※3営業日前までにキャンセルのご連絡が無い場合は費用を負担して頂きます。	1回 400 円

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月20日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の27日までにお支払い下さい。 利用者指定口座からの自動振替 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を

確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

## (2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

## (3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 岩島 圭子
-------------	-----------

### ② 成年後見制度の利用を支援します。

### ③ 苦情解決体制を整備しています。

### ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

## 11 緊急時の対応方法について

### ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

### ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先:電話番号 04-2937-6563 (対応可能時間 8:30~17:30)

## 12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人あんず会 杏クリニック		
医院長名	院長 鬼澤 信之		
所在地	狭山市祇園 25-1 第一はまビル3階		
電話番号	04-2937-7053		
診療科	内科	入院設備	無

## 13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	狭山市
	担当部・課名	障害者福祉課
	電話番号	04-2953-1111(代表) (月~金 8:30~17:15)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要 施設事業者特約

## 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常用電源 有 ・震災に備えての備蓄(食糧・飲料水○日分) (その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
消防計画	防火管理者 : 関口 健明

## 15 ハラスメント対策について

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

(1)性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為

(2)ヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力

(3)叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力



(4)長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の行為

## 16 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では第三者委員に選任し、苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員	株式会社TCC 執行役員 井上 司 03-6427-6152
-------	--------------------------------

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1. 苦情受付担当者は、利用者又は保護者から受け付けた苦情の内容を記録し、速やかに苦情解決責任者へ報告する。
2. 苦情解決責任者は、受け付けた苦情の内容を整理する。
3. 受け付けた苦情に基づいて改善を求められた事項に関して話し合い、その結果を利用者及び保護者へ報告する。
4. 必要に応じて受け付けた苦情を第三者委員へ報告し、第三者委員は、その話し合いに加わる。

【事業者の窓口】	【苦情受付担当者】生活支援員 山浦綾子 【苦情解決責任者】管理者 二九仁美 TEL:04-2937-6563 / FAX:04-2937-6564 (月～金 8:30～17:30)
【狭山市役所】	障がい者福祉課 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 04-2953-1111(代表) (月～金 8:30～17:15)
【入間市役所】	障害者支援課 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号 04-2964-1111(代表) (月～金 8:30～17:15)
【県運営適正化委員会】	埼玉県運営適正化委員会 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 048-822-1234(月～金 9:00～16:00)

## 17 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 18 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 19 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 20 サービス提供の記録

① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負

担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

- ② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
個別対応	当事業所においては、個別対応は出来かねますので、ご承諾の上ご利用ください。

(2) 支援上の注意事項 次のような施設内外における不慮の事故・怪我等については、賠償責任を一切負いかねますのでご注意願います。

1	通勤途中における事故・怪我等
2	職員の指示に従わないことにより起きた事故・怪我等
3	本人特有のこだわりや自傷行為等に起因する事故・怪我等
4	利用者同士のトラブルによる事故・怪我等
5	無断外出により起きた事故・怪我等
6	てんかん発作等での転倒による事故・怪我等
7	食事時の誤嚥等による事故・怪我等

但し、職員の過失による場合は、速やかに損害賠償します。

指定就労継続支援 B 型「Design Base」の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

契約締結日 令和 年 月 日

<契約者氏名>

事業者

(所在地)埼玉県狭山市富士見 2 丁目 22 番 32 号

(事業者名)株式会社メルフィス

(代表者名)藤田忠昭

事業所

(所在地)埼玉県狭山市狭山台1-11-3アマン狭山台1階

(事業所名)Design Base

(管理者)岩島 圭子

印

<利用者>

(住所).....

(氏名)..... 印

代理人

(住所).....

(氏名)..... 印